

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第17回 松阪市個人情報保護審査会
2. 開 催 日 時	平成29年 9月19日(火) 午後 1時30分～
3. 開 催 場 所	松阪市議会 理事者控室
4. 出 席 者 氏 名	別紙議事録のとおり
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市 総務部 総務課 文書・情報公開係 TFL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録は別紙のとおり

松阪市個人情報保護審査会議事録

○開催日時 平成29年 9月19日(火) 午後1時30分～午後3時35分

○開催場所 松阪市議会 理事者控室

○出席者 森下委員、村田委員、松田委員、伊藤委員、水谷委員

担当課 戸籍住民課 課長 上山孝一
記録担当主幹 西浦有一
記録係 永田宜之
市民税課 課長 北川高宏
税政担当主幹 北河 亨
情報企画課 課長 田中 靖
事務局 総務部 部長 村林謹一
総務課 課長 山口博司
文書・情報公関係 主任 若林大樹

会議録

事務局 事務局紹介

総務部長挨拶

ただ今より松阪市個人情報保護審査会を開催する。

委員自己紹介

会長及び職務代理者選出 会 長 森下委員
職務代理者 村田委員

事務局 本日は、実施機関より提出された諮問事項であるオンライン結合について審査を願いたい。

議事進行を会長にお願いする。

会 長 それでは、事項書により進めていく。

事項書2「実施機関の諮問事項について」の審査を行う。

事務局から概要説明を願う。

○マイナンバーカードを利用したの証明書等のコンビニ交付におけるオンライン結合について

事務局 諮問事項について概要説明を行う。

会 長 引続き詳細説明をお願いする。実施機関の入室をお願いする。
(戸籍住民課、市民税課、情報企画課 入室)

担当課 自己紹介

会長 引続き諮問内容について詳細説明をお願いします。

担当課 諮問事項について詳細説明を行う。

会長 ただいまの実施機関からの説明について、質疑はないか。

委員 コンビニ事業者とJ-LIS、コンビニ事業者内での通信について、L GWAN及び専用回線を使って独立性を確保されているとのこと、直接インターネットにつながっていないとのことだが、間接的にはつながっているのか。

管理用パソコンはインターネットとはつながっていないが、L GWAN及び専用回線で相互につながっているという状況はあるのか。全く独立したインターネット回線につながり得ないものになっているのか。

担当課 L GWANについては、地方自治体のみが基本的に参加している大きなネットワークである。

ご質問のあった、いわゆる一般住民向けのサービス提供を考えないのであれば、完全に閉域のネットワークであり、地方自治体と官公庁のみで完結するネットワークであるため、外部からの接続はないというのが大前提である。

今ご質問いただいたことは、まさに核心的なことであり、閉域のネットワークであるが、一般住民の方にサービスを提供する際に、インターネットを経由するのではないかとわれればその通りである。そういったサービスを利用する際には、議論されているとおりセキュリティー対策は必須であり、いわゆる一般的なネットワーク上でのセキュリティーよりかなり高度な対策を施すことになり、実際にそのような対策が施されている。コンビニ交付の際のガイドラインが示されており、その中の一つに閉域性の確保という項目がある。インターネットを接続する際には、データのやりとりについて、非常に厳密に制御し、閉域性の確保に努めるとの項目がある。その中で、明確に記載されており、(これより添付資料図面にて説明) インターネット側からもL GWAN側からもアクセスできる範囲とできない範囲の境界が明確に定められており、そのようにシステムを構成することが決められている。

委員 そうすると、物理的に自己完結は難しく、ネットワークは完全に閉ざされているわけではないが、システムでセキュリティー対策を行っているのが1点と、運用においてセキュリティー対策を行っており、その2面からすると独立性が確保されているという考えでよいか。

担当課 運用面とシステム構成の両面において、担保している。

委員 承知した。

会長 他にご意見は。

委員 マイナンバーカードと暗証番号があれば、本人以外でも申請は可能であるか。

担当課 言われた通り、同世帯の方はもちろん、別世帯の方でも、カードと暗証番号があればコンビニ交付は可能である。

委員 マイナンバーカードの顔写真と同一でなくても、交付は可能ということか。

担当課　　そういうことになる。今の技術では顔写真と申請者が同一人物であるかまでは識別できない。ただし、マイナンバーカードにおいて、暗証番号の入力を3回間違えば、カード自体にロックがかかる仕組みになっている。

委員　　例えば家族の方が勝手に持っていき、契約書に実印をつけて、印鑑証明書の交付を受けることもあるが、市の窓口の場合では、男性女性が違えば交付しない。また少なくとも年齢、生年月日を記載するので、本人であるかどうか確認できる。また代理人であれば各種証明書の際には委任状等も必要であるが、マイナンバーカードを利用すると、カードと暗証番号さえあれば、そういったことも簡単にできてしまうのか。

担当課　　印鑑証明書は重要であり、我々も重要なものと考えており、発行する方よりも登録する方が重要で、必ず本人であるという確定をしている。家族の方が勝手に印鑑を持っていき、登録できないようなセキュリティーを高めている。登録されたものは、発行されてしまう。契約等に関しては押す印鑑と、証明書が揃わないと契約が成立しないので、証明書は発行されても、登録印は本人が持っているというセキュリティーは我々としても考えている。逆に言うと、今ご指摘いただいたような暗証番号さえ分かれば取れてしまうのかというと、取れてしまう。先ほどの男女の別とかいうことも、先ほど説明した利用者のカードが有効で暗証番号が合致していれば発行されてしまう。今現在稼働している自動交付機においても同様である。全国でそれ以上のシステムをとると、逆に市民の方にもう一つ足かせがかかってしまう。例えばもう一つ何らかの操作を市民の方にさせていただくことにもなり得る。ご指摘いただいた点について、微妙なところではあるが、うまく運用していくためギリギリの部分ではある。これ以上にセキュリティーに関すること、例えば本人確認に関する問題が出てきた場合には、ご指摘のとおり、顔確認、又は指紋認証等を行う機能も対策として必要になってくるのではないかと考える。

委員　　現在、市に設置の自動交付機が平成31年3月末で稼働が終わるが、それ以降は市役所には自動交付機はなくなるということだが、現在の自動交付機の使用についてマイナンバーカードは必要ないのか。

担当課　　自動交付機については、市民カードという専用の磁気カードを使っている。

委員　　コンビニ交付ではマイナンバーカードのみしか利用できないのか。

担当課　　コンビニ交付ではマイナンバーカードのみの利用となる。

市としても、市長以下市職員もマイナンバーカードを作っており、啓発も行っている。2月のコンビニ交付開始、また平成31年3月末で自動交付機が終了することで、土日に関係なく証明書が取れなくなることを踏まえ、市長以下我々もマイナンバーカードの作成を重点的なことと考え、啓発等に取り組んでいる。

委員　　（添付資料図面を見て）コンビニ事業者等は証明書データを印刷した後、削除するとあるが、どのように削除するのか。自動的に削除されるのか。印刷が終わったと同時に削除されるのか。

担当課 削除については交付機端末に削除するアプリケーションがあり、印刷が終わった時にそのアプリが作動し、自動で削除される。それと同時に各中継システムにおいても自動で削除されるため、証明書データは残らない。

委員 データを送信し、発行が終わればその都度、端末、システムから削除される。

担当課 そのとおりである。

委員 一旦、申請がなされて、途中で申請をやめる、交付をやめる場合、これは一連の流れで印刷されるまで、やめることはできないのか。

担当課 コンビニ交付については、各店舗の端末機から、マイナンバーカードと暗証番号、必要な証明書、必要な通数等の情報を入力していただき、ボタンを押してもらう。

その時点で必要ない、交付をやめる、といった場合には取消ボタンを押してもらうことになる。ただし、申請が全て終わって送信してしまった場合、データは流れていき、情報も流されてしまう。ただしその際にも、最後にお金を入れて印刷されるので、その時点で取り消すこともできる。その場合、端末、システムにあるデータはその取消時点で削除される。

委員 マイナンバーカードの交付枚数について、すごく少ないが、オンライン化によりコンビニ交付が可能であること、又はカードを作ることについてどのように市民に対し、周知、広報しているのか。

担当課 市の広報において7、8、9、10、11月号に連続して掲載していく。我々担当職員、市長以下二役、また市民の方、ミス松阪さんにも協力を得て広報している。今後検討しているのが、休日でもマイナンバーカードの申請を受け付ける窓口、地区市民センター等へ出向いていき、センター等で申請できるような体制、あるいはまだ浸透していないが、市役所本庁での申請の場合、顔写真も市役所で撮らせていただいている。やはりマイナンバーカードの申請において、ネックとなるのは顔写真であることから、申請と同時に市役所で撮らせていただいている。その結果、かなりの方が窓口にて受付をさせていただいている。このようなことで、マイナンバーカードの啓発を行って交付枚数の増加を目指している。市長が職員が率先して作るようにと申していることから、先月で500人程度、申請をしており、引続き今月も申請を受け付ける運びとなっている。今後、自動交付機もなくなることも踏まえ、周知していかなければならないと考えている。

委員 私も最初のころに作らせていただいたが、当時は具体的な使い道はなかったが、今回のようにコンビニ交付ができ、使い道ができてきたが、どこまでマイナンバーカードは浸透していくのか、今後はどのような使い道が追加されていくのかは気になるところである。

システムやコンビニ交付の流れについては理解できた。

委員 (添付資料の図面)市の証明書発行サーバーは単独であるのか。

担当課 証明書発行サーバーは単独でコンビニ交付のためだけの専用サーバーである。

委員 市の証明書サーバーと各課(戸籍住民課、市民税課)の業務システムとの情報連携については、どのようになっているのか。証明書発行サーバーに、職員が直接入

力を行うのか。

担当課 証明書発行サーバーと各証明書の業務システムは連携されている。

情報の入力には各業務システム、4つのシステムから職員が行う。入力が完了すると、自動で証明書発行サーバーに送信され、情報の更新をかけるようになっており、入力ごとに最新のデータとなる。

委員 各部署にあるそれぞれのシステムが証明書発行サーバーにつながっている。だから、情報が更新されていく。それ以外のシステムやパソコンとはつながっていないのか。

担当課 それ以外ではつながっていない。資料にお示しのシステムだけである。

委員 その連携は市の中だけで動かしている情報のやりとりのシステムと理解してよいか。

担当課 そのとおりである。

委員 最初にあったとおり、インターネットとつながっているが、外部侵入等はないということではないのか。

担当課 その部分については、市民の個人データのは行わない日常業務で使用しているパソコンもある。業務上、インターネットを利用することもあるので、そのような環境のパソコンはある。しかし本業務で日常使用しているパソコンとインターネットは分離している。

松阪市の中には、インターネットと接続可能なパソコンとそうでないものがある。それらをうまくすみ分けて、利用している。ご指摘いただいた点については、コンビニ交付のみのため、インターネットと交わらないように、専用機器等を使いながら、別でわけているのが現状である。

委員 その場合、有線であればいいが無線でのデータ送信の場合は。

担当課 今の無線のシステムは暗号化と非常に強固な認証システムを使用している。

松阪市では暗号化と諮問認証の二重でのシステムであるため、有線と変わらないか有線よりも高いセキュリティーを確保している。

図で示した各業務システム及び証明書発行サーバーとインターネットとは環境が全く違うものであり、基幹系システムはそもそも外部とはつながっていない完全に閉鎖されたシステムである。

委員 問題はデータを取得しようと、コンビニに来た人と、市役所職員とが示し合わせて、なりすましでデータを取得しようとした場合、それはできるのか。

最初にもあったが、マイナンバーカードと暗証番号さえあれば、市職員と示し合わさなくても、情報が取得できてしまうのではないか。

担当課 市役所内の情報漏えいになるかと思うが、市で策定の情報セキュリティーポリシー等の遵守ということになる。システムは触ることはできないが、仮に職員が暗証番号等を漏えいする、あるいは示し合わせで他人になりすましてのカード作成はできてしまう。しかし市職員は、地方公務員法等の関係法令の罰則の適用、情報セキュリティーの研修等で、そのようなことが発生しないようにしてきている。

確かにご指摘のとおり、内部の者が裏切ればそうになってしまう。

委員 示し合わせで、この情報が必要であるといえ、このコンビニ交付システムを使わなくても取得できる。

担当課 確かに内部にそういった職員がいればご指摘のとおり、マイナンバーカード、コンビニ交付に関係なく電話等で情報は取得されてしまう。

市民の情報が漏れないように、人的セキュリティ、物理的セキュリティの2面がかみ合わないと情報の保護は成立しないものである。

委員 このシステムにおいて、県内でも、全国でも同様のシステムを利用していると思うが、トラブル等は聞いているか。また履歴についてはどうか。

担当課 今現在のところ、報告はない。

市は管理用のパソコンがあるので、いつ誰のカードでどの証明書が発行されたかの履歴は管理している。

委員 このコンビニ交付された証明書の偽造防止について再度、説明を願いたい。

担当課 コピーすると、複写というけん制文字が浮き上がってくる。

第二、第三の偽造防止策として、スクランブル画像、偽造防止検出画像、QRコードが印刷され、正規の証明書であるか、複写または偽造・改ざんされたものであるかわかるようになっている。

これらがあることにより、正当なもの以外、偽造・改ざんされたものについては、必要な情報が表示されないようなものになっている。

委員 コンビニ交付事業を実施するについて、どれだけの方が利用すれば事業の達成になるのか。全国の交付可能な店舗の人口カバー率は60%の方が利用できる状態ではあるが、今、17万の松阪市においてどの程度の方が利用すれば良しとなるのか。

担当課 鈴鹿市を初め、県内ではいなべ市、名張市等7市町が実施しており、伊勢市は平成30年1月に、津市、四日市市においても平成30年度に実施される予定です。

2年前のデータですが、ある市では全体の証明書発行のうちコンビニ交付が3%という数値がでていいる。別の市では10%という数値もでていいる。

松阪市の場合、全体の発行のうち自動交付機での発行は46%となっている。この数値からもかなり自動交付機が使われている現状である。

その数値にいくまでに、自動交付機の市民カードは8万枚出ている。速報値ではマイナンバーカードは8月末で12,500枚程度である。市民カード同様の8万枚までは、何年もかかる。コンビニ交付だけではマイナンバーカードを作っていたかどうかということは難しいのではないかと。自動交付機の松阪市民カードにつきましては、印鑑登録されれば、お渡ししているもので、8万枚までいっている。

マイナンバーカードにつきましては、顔写真も必要で申請から交付まで一か月程度必要であることも足かせになっている。マイナンバーカードの使い道についても、私どもが説明できるのは、今のところ「平成30年2月から証明書コンビニ交付を実施します」。程度のことぐらいである。委員お尋ねいただいた、どれだけいけばどうなんだという意見もあるが、市としても現在、市民カードに比べ1/8しか発行

されていない状態であるため、8万枚までいこうとするとなかなか厳しい状況である。

やはり自動交付機が平成31年3月31日で終了することも踏まえ、来年に向けて大々的にマイナンバーカードの作成について取組みをしていかないと、結果から逆算してくる、または現行自動交付機の枚数実績から逆算してくると、枚数的なものが違ってくる。窓口の混雑等にもつながってくるので、この2年間をかけて、マイナンバーカードの浸透を図っていきたい。

担当課 補足説明を行いたい。

今回、コンビニ交付を対象としているが、マイナンバーカードの交付拡大については国も非常に力を入れている。マイナンバーについては現在官公庁、地方自治体も行政事務の分野で使用しているが、今後マイナンバーカードのICチップ内の公的個人認証機能を使用し、個人番号自体を直接使用しないサービスを、例えば、子育てワンストップサービスなどであるが、総務省や厚生労働省が推し進めている。また図書館の利用者カードの代わり、健康保険証の代わりなど、国も29年度において予算化をし、事業を進めている状況である。またすでにマイナンバーカードの公的個人認証機能を使ったシステムもいくつか開始されている。

現状はマイナンバーカードを使ったサービスは少ないが、先に説明したような新たな使い道が出てくれば、マイナンバーカードも普及し、コンビニ交付を初めとするサービスを利用する人も増えてくるものと思われる。

会 長 他に質疑はあるか。

なければ諮問に対する質疑は終了する。

担当課は退席を願う。

(担当課 退室)

<委員間討論へ>

会 長 諮問に対する質疑・説明を受けて、意見を聞く。

委 員 資料、説明を受けて、必要性という意味では当然である。全国各地で松阪市民が生活している中で、各種証明書が必要な時が出てくる。その時にわざわざ市役所に来なくても、また誰かに頼まなくても、近くのコンビニエンスストアで取得できれば便利である。利便性の観点からは必要なことであると考える。

ただ相当性の問題から、セキュリティーの観点からどのように対策・確保していくかが問題であろうかと考える。担当課からの説明によると、セキュリティーについてはハード面、ソフト面で対策を行っていくので大丈夫であるとのことだが、一般的に科学などは日進月歩であるため、セキュリティーにしてもいたちごっこのところもある。だからといって、この通信が発達している時代に利便性を置いて、何もしないというのはいかがなものかと考える。

よって私は、この諮問については進めていってもよいのではないかと考える。た

だし、一方でセキュリティーの面では不安をかかえているのも事実である。

委員 市民の利便性を一番に考えた中で、コンビニは各地域に存在するものである。今の時代だからこそ、今からの時代だからこそコンビニ交付は必要であるとする。

やはりセキュリティーについては心配である。セキュリティーもさきほどあったように日々開発されておりたちごっこではあり、この先、いろいろなことが起こる可能性もないとは言いきれないが、担当課の説明によると、現時点ではそういった大きなトラブル等の報告もないとのことであるので、今後も起きないことを信じて、開始していってもらってよいと考える。

委員 当然、利便性等を勘定すれば、やってもらうべきものであると考える。

問題はセキュリティーもだが、マイナンバーカードの所持にある。

私自身、現在は持っていない。持っていない理由は、一枚カードが増えること、又、使い道がないことがある。セキュリティーはそれを落とす話になる。

例えば、カードを入れた財布を落とす、カードを紛失したなど、普及するにはそのところのセキュリティー及びそのカードの利便性、またデメリットを補うようなサービスを展開してもらった必要性を感じる。

セキュリティーは当然、大事なことであるので、しっかりやってもらわなければならない。

委員 みなさん、マイナンバーカードはお持ちか。

実はまだ私も持っていないで、持つ必要性を感じないのが正直なところだ。

現状からいえば、税、確定申告で自分のパソコンから申請できるぐらいで、正直利便性が見えてこない。ただ国の政策であろうが、現在は本人確認に通知書だけでなく、確認できる証明書も必要というわずらわしさを、マイナンバーカード1枚で本人確認ができるという利便性を考えて、国の施策として今後は、必要になってくるものと推測する。

委員 この資料をいただいた時に、松阪市もやるじゃないかと正直に感じた。

資料中に、全国及び県内のコンビニ交付状況が示されているが、津市、四日市市が実施されていないが、説明で来年度に実施予定とのこと、各市町もそのような流れになってきており、足並みがそろってきている。

コンビニ交付自体は、進めていただきたい。ただそれを利用する方がどれだけみえるか、気にはなるところではある。

委員 ちなみに、これに関する予算的なものはどうか。違う観点からであるが、松阪市はかなり赤字であるので、これを実施することにより更に赤字が増えるのでは意味がない。サービスも大事ではあるが、採算も大事ではないか。その点についてはどのような考えか。

事務局 マイナンバーカードの発行にかかる負担金は支払っていかなければならない。またコンビニ交付においても、J-LISに対して同様に負担金が発生する。将来的にはどれほどの発行枚数になってどれほど費用がかかってくるのか、また現在の自動交付機のシステムにかかるリース等の経費も不要になってくるので、それらも踏

まえていく必要がある。また将来的には職員の数に関しても検討をしていかなければならない。マイナンバーカードについて必要な投資であると考えているのが現状である。細かい数字に関しては今、資料がないので、答えられないが、これらも踏まえマイナンバーカード・制度について周知していきたい。

ただコンビニで証明書を発行するのに、どれだけの費用がかかるのか、マイナンバーカードを使う場合だけではなく、今現在、いろいろなシステムがある。直接マイナンバーカードを使うものではないが、例えばコンビニで税金を納めていただけのシステムがある。これに対しても手数料はかかっていることから、これらの手数料等のかかるシステムとも比較しながら、事業の実施に向けては対応していきたい。

具体的に経費がいくらかという点に関して、お答えできないのは申し訳ない。

会 長 今後の話になることである。他にになにかあるか。

委 員 諮問書からすると、要するに本日の諮問案件は、担当課が地方公共団体情報システム機構 J-LIS に対して、諮問書中に記載のある情報を提供するのにオンラインで結合してよいかどうかである。これだけでみればわからないが、説明も受け、質疑も行った結果、諮問案件について、結論としてはよいのではないかと考える。

会 長 担当課からの説明、質疑応答、また委員皆さんのご意見を伺った結果、諮問案件について、提供、オンライン結合してもよいのではないかとしたいと思う。

しかし、審査会の総意として、オンライン結合することについてよいとはいえない、どちらかといえば結合されるのであればどうぞという方で、非常に答申としては難しい回答となる。積極的に推し進めていってもよいとはいえない部分もある。

よって審査会としては、オンライン結合することに特段の支障はないと考えるとの意見とする。

他に何か付帯的な意見はないか。予算的なもの、セキュリティ的なことも含め。

あくまで事業を進めていく中で、参考に市長が意見を聞くといった、条例上の根拠によるものであるので、付帯まではいらぬのではないかと考えるが。

事務局 さきほどの予算の関係について、少し以前の資料から見ますと、平成 29・30 年度においての経費として、30 年度においてはこれからになってくるので、数字的に変わってくるが、参考として、29・30 年度においては 4,500 万円程度を予定している。当然毎年継続的に負担金など維持経費が必要になり、使用料等も含め年間 1 千 7～8 百万円が経常経費としてかかってくる見込みである。

委 員 利用者がいなくてもかかってくる経費であるか。

事務局 そうである。枚数にもよるが負担金等も発生してくるためである。ただ現在は計画の段階であるため、30 年度についてはこれからなので、参考としてご承知いただければと思う。

会 長 予算も付いて事業も実施されていくので、この事業を見守っていくことにする。

よって当審査会はオンライン結合については、特段の支障がないと考えるとの意見させていただきます。

では、続いて、事項書3「その他」について、事務局から何かあれば。

事務局 ～事務連絡の報告～

会 長 他になければ、これにて個人情報保護審査会を終了する。